

附則 7 長距離走行実施要領等

長距離耐久告示、この通達の別添 3（以下「認定要領」という。）及び「装置型式指定実施要領」（平成 10 年 1 月 12 日自技第 2 1 5 号・自環第 2 2 2 号・自審第 1 2 5 3 号）別添 2 1 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準（以下「指定基準」という。）に定める研究所に提示する自動車及び国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件についての走行実施要領並びに研究所に提出する書面の様式等については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等及び研究所に提示する自動車に係る走行の要件についての走行実施要領（認定要領第 3 第 2 項及び長距離耐久告示第 1 条並びに指定基準第 I 編 4. 2. 関係及び第 II 編 4. 2. 関係）

(1) 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）又は原動機付自転車

① 認定要領第 3 第 2 項に掲げる国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る二輪の軽自動車又は原動機付自転車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則 7-1 の「長距離走行（その 1）実施要領」によるものとする。なお、この通達において定める固定劣化係数をもって附則 7-1 の「長距離走行（その 1）実施要領」による走行に代えることができる。

② 長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める研究所に提示する自動車であって二輪の小型自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則 7-1 の「長距離走行（その 1）実施要領」によるものとする。なお、この通達において定める固定劣化係数をもって附則 7-1 の「長距離走行（その 1）実施要領」による走行に代えることができる。

(2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車（小型特殊自動車及び大型特殊自動車をいう。以下同じ。）を除く。）

長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める研究所に提示する自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則 7-3 の「長距離走行（その 2）実施要領」によるものとする。

なお、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車及び車両総重量 3.5 トン以下の自動車については、この通達において定める固定劣化補正值をもって附則 7-3 の「長距離走行（その 2）実施要領」による走行に代えることができる。また、車両総重量 3.5 トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車を除く。）については、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める走行キロ数の 1/3 以上の走行キロ数を実走行した結果から、長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める走行キロ数走行後の結果を外挿により求める方法（以下「外挿法」という。）をもって附則 7-3 の「長距離走行（その 2）実施要領」による走行に代えることができる。

(3) 軽油を燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車を除く。）

長距離耐久告示第 1 条及び指定基準第 I 編 4. 2. に定める研究所に提示する自動車であって軽油を燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則 7-5 の「長距離走行（その 3）実施要領」によるものとする。

なお、車両総重量 3.5 トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車を

除く。)については外挿法をもって附則7-5の「長距離走行(その3)実施要領」による走行に代えることができる。

(4) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特殊自動車

- ① 認定要領第3第2項に掲げる国土交通大臣に提示する小型特殊自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る小型特殊自動車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則7-7の「長距離走行(その4)実施要領」によるものとする。
- ② 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅱ編4. 2. に定める研究所に提示する自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-7の「長距離走行(その4)実施要領」によるものとする。

(5) 軽油を燃料とする特殊自動車

- ① 認定要領第3第2項に掲げる国土交通大臣に提示する小型特殊自動車であって軽油を燃料とするものに係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る小型特殊自動車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則7-9の「長距離走行(その5)実施要領」によるものとする。
- ② 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅱ編4. 2. に定める研究所に提示する自動車であって軽油を燃料とする大型特殊自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-9の「長距離走行(その5)実施要領」によるものとする。

2. 国土交通大臣又は研究所に提出する書面の様式等(認定要領第3第3項、長距離耐久告示第3条関係及び指定基準第Ⅰ編4. 3(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。))

(1) 二輪自動車又は原動機付自転車

- ① 認定要領第3第3項に掲げる書面であって、二輪の軽自動車又は原動機付自転車について提出する場合は、附則7-2の様式1による「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-2の「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)の記載要領」によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請二輪車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-2の様式1に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

- ② 長距離耐久告示第3条及び指定基準第Ⅰ編4. 3(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。)に掲げる書面であって二輪の小型自動車について提出する場合は、附則7-2の様式1による「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-2の「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)の記載要領」によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-2の様式1に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

- (2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び特殊自動車を除く。)

長距離耐久告示第3条及び指定基準第I編4. 3（別紙2の4. (2)より引用する場合に限る。）に掲げる書面であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものについて提出する場合は、附則7-4の様式2による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その2）」とする。

なお、その記載要領は、附則7-4「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その2）」の記載要領によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-4様式2に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(3) 軽油を燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車を除く。）

長距離耐久告示第3条及び指定基準第I編4. 3（別紙2の4. (2)より引用する場合に限る。）に掲げる書面であって軽油を燃料とする自動車について提出する場合は、附則7-6の様式3による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その3）」とする。

なお、その記載要領は、附則7-6「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その3）」の記載要領によるものとする。

この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-6様式3に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(4) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特殊自動車

認定要領第3第3項に掲げる書面であって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型特殊自動車について提出する場合は、附則7-8の様式4による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その4）」とする。

なお、その記載要領は、附則7-8の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その4）」の記載要領によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請検査対象外軽自動車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-8の様式4に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(5) 軽油を燃料とする特殊自動車

認定要領第3第3項に掲げる書面であって、軽油を燃料とする小型特殊自動車について提出する場合は、附則7-10の様式5による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その5）」とする。

なお、その記載要領は、附則7-10の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その5）」の記載要領によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請検査対象外軽自動車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-10の様式5に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

長距離走行(その1)実施要領

1. 適用範囲

長距離耐久告示第1条及び指定基準4. 2. に定める自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)並びに認定要領第3第2項に定める検査対象外軽自動車等(以下「二輪車等」という。)の長距離走行は、それぞれ同条及び同項の規定によるほか、この実施要領によるものとする。

2. 試験二輪車等

試験の用に供する二輪車等(以下「試験二輪車等」という。)又は試験エンジン(5の排出ガスを測定するために必要な付属装置を備えていること。以下同じ。)は、自動車型式指定申請、装置型式申請又は型式認定申請(以下、型式指定申請等という。)に係る二輪車等又はそれに搭載されているエンジン(以下「申請二輪車等」という。)と同一の構造、装置及び性能を有するものとする。また、試験二輪車等又は試験エンジンは、走行又は運転開始前において、点検・整備要領に基づいて整備された状態であること。

3. 走行方法等

試験二輪車等の走行は、走行路上又はシャシダイナモメータ上において、3.1又は3.2に定める方法により行う。

なお、無段式自動変速機を備えた二輪車等であって動力駆動輪の支持軸(以下「出力軸」という。)を備えたものは、3.3に定める方法により行うことができる。

3.1 走行路上の走行方法

試験二輪車等の走行は、速度条件別の走行割合がそれぞれ表1-1又は表1-2に掲げる総走行キロ数に対する走行割合となるように行い、かつ、同表の各速度条件による走行を適宜組み合わせこれを繰り返すことにより行うものとする。

この場合において、試験二輪車等の荷重状態については、5の排出ガス測定に係る走行の場合を除き、二輪車等の種類に応じて表2に掲げる状態に設定する。ただし、必要に応じて重量を追加した状態とすることができる。

なお、走行路については任意とする。

表1-1

速度条件		総走行キロ数に対する走行割合	
種類	速度	二輪の小型自動車 二輪の軽自動車	原動機付自転車
通常走行	主として30~60km/h(第1種動機付自転車にあつては15~30km/h)の範囲の速度。 なお、アイドリング、加速、減速及び定速走行のすべてを含むこと。	60%以上	80%以上
高速走行	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車に適用し、100±5km/hの速度とする。 ただし、当該車両の性能上定められた速度で走行できない車両にあつては、可能な最高速度とする。	20%以上	0%
その他の走行	任意	任意	任意

表 1-2

走行条件		
種 類	二輪の小型自動車、 二輪の軽自動車	原動機付自転車
発進回数	発進回数が1時間に20回以上。	
走行速度	100km/h以上の速度（ただし、当該車両の性能上、定められた速度で走行できない車両にあつては可能な最高速度）での走行割合が総走行キロ数に対し8%以上。	60km/h（第1種原動機付自転車にあつては30km/h）以上の速度（ただし、当該車両の性能上、定められた速度で走行できない車両にあつては可能な最高速度）での走行割合が総走行キロ数に対し8%以上。
平均速度	平均速度が45km/h以上。	平均速度が45km/h（第1種原動機付自転車にあつては22.5km/h）以上。
その他	別紙1の参考モードによる走行よりも一酸化炭素等発散防止装置の劣化が大きくなる走行であること。また、アイドルリング、加速、減速及び定常走行を適宜組み合わせることで走行すること。	

表 2

二 輪 車 等 の 種 類	荷 重 状 態
二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を除く。）、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）及び原動機付自転車	空車状態の二輪車等に1人の人員が乗車した状態
二輪の小型自動車（側車付二輪自動車に限る。）及び二輪の軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）	空車状態の二輪車等（側車付二輪自動車に限る。）に2人の人員が乗車した状態

(注) 1. 空車状態とは、保安基準第1条の規定による空車状態をいう。

2. 人員1人の重量は、細目告示「別添44 二輪車排出ガスの測定方法」による。

3.2 シャシダイナモメータ上の走行方法

シャシダイナモメータ上の走行は、5の排出ガス測定に係る走行を除き、次の3.2.1及び3.2.2に示す方法により行う。

3.2.1 シャシダイナモメータの調整等は、細目告示技術基準「二輪車排出ガスの測定方法」（以下「測定方法」という。）に準拠して実施するものとする。試験方法の適用にあたって、試験二輪車等の重量は、表2に掲げる荷重状態の二輪車等の重量とし、シャシダイナモメータの負荷は、試験二輪車等が50km/h（第1種原動機付自転車にあつては30km/h）で定速走行する時の走行抵抗に相当する負荷とする。

3.2.2 試験二輪車等の走行は、シャシダイナモメータ上において、表1-1又は表1-2に掲げる各速度条件による走行を適宜組み合わせることでこれを繰り返すことにより行う。この場合における走行キロ数の記録は、車載の走行距離計又はシャシダイナモメータに備えた走行距離計によるものとする。

なお、表1-1の走行の例を参考モードとして別紙1に示す。

3.3 エンジンダイナモメータ上の運転方法

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において、5の排出ガス測定に係る運転を除き、3.1に示す基準を満たし、次の3.3.1から3.3.3に示す方法により行う。

なお、表1-1の運転の例を参考モードとして別紙2に示す。

3.3.1 エンジンダイナモメータへのエンジンの設置は、次によるものとする。

(1) 試験エンジンには、吸気から排気に至るまでの一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス対策部品を含めた全部品を、完成車状態と同等に装備する。

(2) エンジンダイナモメータへの動力伝達は、出力軸とエンジンダイナモメータ軸をチェーン 又は補助ドライブ軸を用いて接続することにより行う。この場合において、接続部には増減速装置及び衝撃緩衝装置を設けることができる。

3.3.2 エンジンダイナモメータへの負荷設定は、吸気温度が負荷測定時の吸気温度の $\pm 5^{\circ}\text{C}$ の状態において、試験二輪車等が走行開始時に $50 \pm 2 \text{ km/h}$ (第1種原動機付自転車にあつては $30 \pm 2 \text{ km/h}$) で定速走行する時の走行抵抗に相当する負荷とする。

なお、試験エンジンの冷却はスパークプラグ座金温度 (2サイクルエンジン) 又は潤滑油温度 (4サイクルエンジン) が負荷測定時の温度と同等になるようにし、かつ、排気管出口の排気ガス温度が負荷測定時の排気ガス温度に対して $\pm 25^{\circ}\text{C}$ となるよう冷却風等を用いることができる。冷却ファンを有するエンジンは、必ずこれを用いること。

3.3.3 試験エンジンの運転は、表1-1又は表1-2に掲げる各速度条件による走行に対するエンジンの運転状態を適宜組み合わせ、これを繰り返すことにより行う。

なお、試験二輪車等の走行距離の換算にあたっては、エンジンダイナモメータに備えた積算回転計によるものとする。

3.4 長距離耐久告示第1条及び指定基準4.2.に定める走行と同等な走行方法

3.1及び3.2においてCode of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter1 Part86 APPENDIX IV及びRegulation (EU)No.168/2013に基づくRegulation (EU) No.134/2014 AnnexVI APPENDIX I又はIIに規定する走行方法とすることができる。

4. 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験二輪車等又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数 (試験エンジンの運転の場合には、申請二輪車等の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値 (以下「換算走行キロ数」という。)) が概ね1,000km、及び、それ以降、型式指定規則第3条第2項第7号の点検整備方式 (以下「点検整備方式」という。) に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000kmについては、申請二輪車等の製作者等の定めるところによるものとし、その後は第一種原動機付自転車にあつては概ね3,000km、第二種原動機付自転車にあつては概ね4,000km、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては概ね6,000kmを6か月に換算した場合に適用される点検・整備の項目によるものとする。

ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあつては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の期間中保管しておくこと。

5. 排出ガス測定

5.1 排出ガス測定は、初期測定時 (1,000km程度)、最終測定時 (規定走行キロ数を走行した後) 及び走行又は運転期間中において、規定走行キロ数を概ね等間隔に分割した走行キロ数又は換算走行キロ数に達する時期ごと、並びに4.1に定める点検・整備 (エンジン・オイル及びオイル・フィルタの定期交換を除く。) の前後 (点検・整備後については、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合に限る。) に測定を行うものとする。

なお、「等間隔に分割した」とは2分割以上とし、排出ガス測定は、分割された走行キロ数又は換算走行キロ数の $\pm 200 \text{ km}$ の範囲で行うこととする。

5.2 排出ガス測定は、測定方法による。ただし、試験二輪車等又は試験エンジンの整備については排出ガス測定前の整備を実施しないで排出ガス測定を行うものとし、シャシダイナモメ

一タの負荷設定については、走行開始時の排出ガス測定において設定した負荷をその後の排出ガス測定に用いることができるものとする。

6. 走行結果等

6.1 走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

6.2 試験二輪車等又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記録する。

7. 将来的な車両重量の増加を見込んで長距離走行を行う場合の特例

7.1 構造・装置の変更により車両重量の増加が見込まれる場合に限り、増加する重量と同等の荷重を試験二輪車等に積載した状態で長距離走行を行うことができる。

7.2 3.1、3.2及び3.3の試験二輪車等の荷重状態は、7.1の状態とする。

7.3 5の排出ガス測定は、7.1の状態で行うものとする。

付表 1

長距離走行（その1）の結果（1）

◎ 試験二輪車等

車名・型式（類別）		原動機型式	最高出力	kW {PS} /rpm	
車台番号又は シリアル番号	用途	サイクル	気筒	総排気量	L
乗車定員	人	変速機			
車両重量	kg	減速比			
車両総重量	kg				
排出ガス減少装置					

◎ 走行実施状況

走行場所
走行方法 走行路
シャシダイナモメータ（仕様）
（走行開始時の負荷設定方法及び負荷相当値）
エンジンダイナモメータ（仕様）
（運転開始時の負荷設定方法及び負荷相当値）

走行モード〔参考モード・その他のモード〕
長距離走行における等価慣性重量 kg
走行期間 年 月 日 ~ 年 月 日
総走行キロ数 km
条件別走行キロ数

走行条件		通常走行	高速走行	その他	計
表 1- 1	走行キロ数 (総走行キロ 数に対する走 行割合)	km	km	km	km
		(%)	(最高速度 km/h) (%)	(%)	(100.0%)
走行条件		発進回数	高速走行	平均速度	計
表 1- 2	走行キロ数 (総走行キロ 数に対する走 行割合)	1時間あたり	km	km	km
		(回)	(最高速度 km/h) (%)	(%)	(100.0%)

◎ 排出ガス測定

測定場所

排出ガス試験における等価慣性重量 kg

駆動車輪タイヤ空気圧（諸元値） kPa （実測値） kPa

使用燃料

排出ガス分析計

CVS装置

シャシダイナモメータ

シャシダイナモメータの負荷の設定方法

シャシダイナモメータの負荷に相当する値

(20 km/h) (30 km/h) (40 km/h) (50 km/h)

- (注) 1. 「走行方法」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。なお、「シャシダイナモメータ」又は「エンジンダイナモメータ」に○印を付した場合には、()内に、その仕様及び50km/h(第1種原動機付自転車は30km/h)走行時の負荷設定方式と負荷相当の設定値を記入する。
2. 「走行モード」については、〔 〕内のいずれか該当するものに○印を付す。なお、「その他のモード」に○印を付した場合には、その内容を添付する。

3. 最高速度が 100km/hで連続して運転できない試験二輪車等にあつては、可能な最高速度を条件別走行キロ数の表中の「高速走行」欄に記入する。
4. 「シャシダイナモメータ」又は「エンジンダイナモメータ」の負荷に相当する値については、負荷設定に用いた方法及び負荷相当値を記入する。
5. 試験エンジンの運転の場合における「総走行キロ数」及び「条件別走行キロ数」については、それぞれ相当する運転時間を換算した値を記入する。走行モードとして「米国EPA耐久モード」又は「欧州標準路上サイクル」を使用した場合には、「条件別走行キロ数」を空欄とすることができる。
6. 「車台番号又はシリアル番号」については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記入する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記入する。

長距離走行（その1）の結果（2）

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年 ／ 月 ／ 日	作 業	作業開始時 の 走行キロ数	排出ガス測定結果 (g/km)					備 考
			CO	HC	NMHC	NO _x	PM	

- (注) 1. 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記入する。なお、その他の作業については、備考欄に作業の具体的内容を記入する。
2. 試験エンジンの運転の場合における「作業開始時の走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記入する。
3. 「車台番号又はシリアル番号」については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記入する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記入する。
4. NMHC及びPMの欄について、排出量の基準適用を受けないものについては記入を要しない。

長距離走行（その1）点検整備等記録

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年/月/日	走行キロ数 (km)	点検・整備等の種類	点検・整備箇所	点検・整備内容、処置

- (注) 1. 「点検・整備等の種類」欄には、定期点検整備又は臨時整備の別を記入する。
 2. 「点検・整備内容、処置」欄には、実施した調整及び部品等の交換の内容を具体的に記入する。
 3. 試験エンジンの運転の場合における「走行キロ数」については、相当する運転時間を換算した値を記入する。
 4. 「車台番号又はシリアル番号」については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記入する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記入する。

シャシダイナモメータ上の走行方法（参考モード）

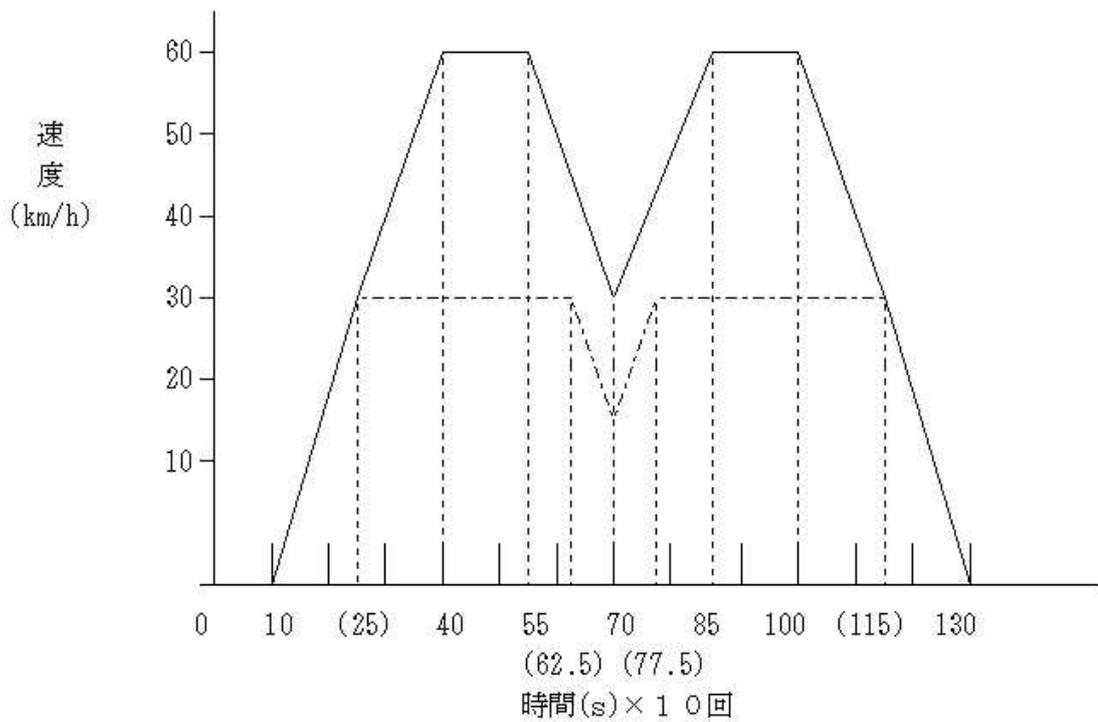
表Aに掲げる通常走行による運転を10回繰り返した後、表Bに掲げる高速走行による運転を1回行い、以下これを繰り返す。

なお、第1種原動機付自転車にあつては、表Aの（ ）内の値又は参考図A中の一点鎖線のパターンによるものとする。

表A 通常走行

運転モード	運 転 状 態 (km/h)	運転時間 (s)	累積時間 (s)	加速度又は 減速度 (m/s ²)
1	アイドリング	10	10	---
2	0 → 60(30)	30(15)	40(25)	0.59
3	60(30)	15(37.5)	55(62.5)	---
4	60(30) → 30(15)	15(7.5)	70	0.59
5	30(15) → 60(30)	15(7.5)	85(77.5)	0.59
6	60(30)	15(37.5)	100(115)	---
7	60(30) → 0	30(15)	130	0.59

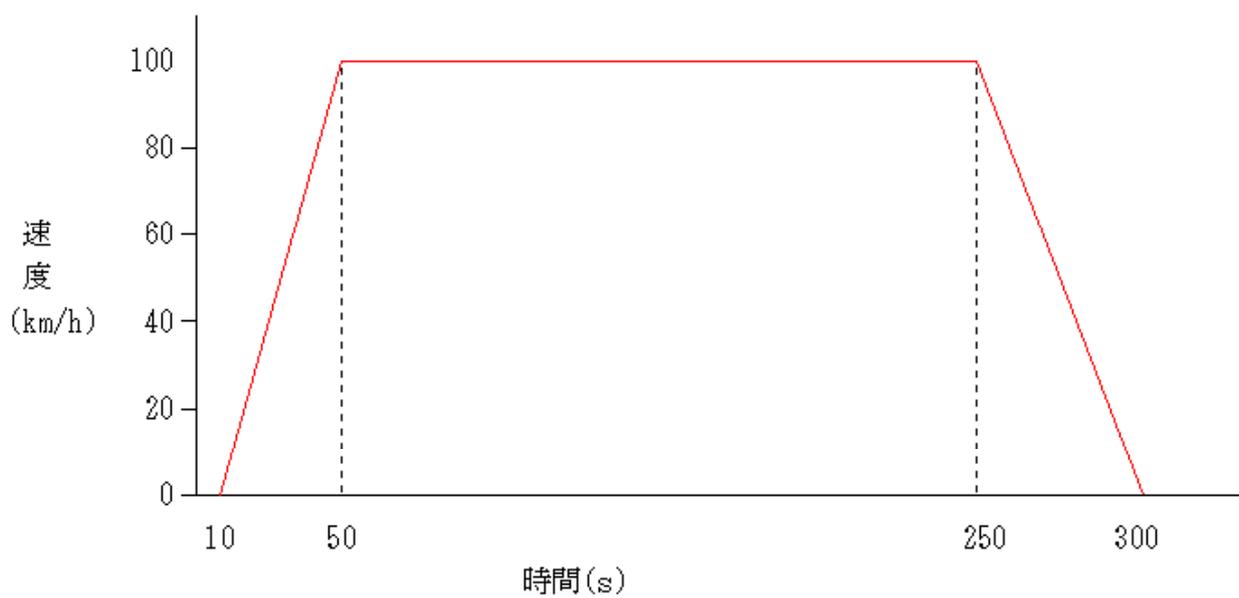
参考図A



表B 高速走行

運転モード	運転状態 (km/h)	運転時間 (s)	累積時間 (s)	加速度又は減速度 (m/s ²)
1	アイドリング	10	10	---
2	0 → 100	40	50	0.59
3	100	200	250	---
4	100 → 0	50	300	0.59

参考図B



エンジンダイナモメータ上の運転方法（参考モード）

無段式自動変速装置を備えた二輪車等にあつては、以下に掲げる1～3の手順により、別紙1中表Aに掲げる通常走行に対応するエンジンの運転パターン（以下「通常運転」という。）及び表Bに掲げる高速走行に対応するエンジンの運転パターン（以下「高速運転」という。）を求め、通常運転を10回繰り返した後、高速運転を1回行い、以下これを繰り返す。

また、エンジンの運転時間を走行距離に換算する際には、以下の4に掲げる方法によるものとする。

なお、第1種原動機付自転車にあつては別紙1中表Aに掲げる（ ）内の値及び参考図A中の一点鎖線のパターンにより、通常運転を繰り返す。

- 1 型式指定申請等に係る二輪車等を、走行路上又はシャシダイナモメータ上において、別紙1中表Aに掲げる通常走行及び表Bに掲げる高速走行を行い、その時の出力軸回転数及び負荷を測定する。

なお、シャシダイナモメータ上において走行させる場合のシャシダイナモメータの調整等は、長距離走行（その1）実施要領中3.2.1の規定によるものとする。

- 2 1で測定した通常走行時及び高速走行時における出力軸回転数及び負荷を用いて、下表により、別紙1中表A及び表Bの各運転モードに対応するエンジンの運転状態を求める。

走行の種類	エンジンの運転状態
定速走行	安定状態での回転数・負荷
加速走行	加速状態での最高回転数・最高負荷
減速走行	前条件から絞り弁全閉
アイドリング	アイドリング

- 3 2で求めたエンジンの運転状態を、別紙1中表A及び表Bに掲げる運転モードと同じ順序及び同じ運転時間で組み合わせて、通常運転及び高速運転とする。
- 4 エンジンの運転時間を走行距離に換算する場合には、減速走行に対応する運転時間及び運転モード間の移行時間は含めないものとする。また、加速走行に対応するエンジンの運転時間を走行距離に換算する場合には、使用時間と平均車速を用いるものとする。

附則 7-2 (記 2 関係)

申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証 (その 1) の記載要領

申請に係る二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。) 及び原動機付自転車 (以下「申請二輪車等」という。) の走行実施済証等 (申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証 (その 1) をいう。以下同じ。) については、次に示す要領により記載するものとする。

なお、記入欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。

また、記入欄に不足が生じるときは、2 枚以上の用紙により記載することができる。

1. 様式 1 の項目別記載方法

(1) 申請二輪車等の製作者の氏名又は名称
申請二輪車等の製作者の氏名又は名称を記載する。

(2) 住所
申請二輪車等の製作者の住所を記載する。

(3) 申請二輪車等の車名・型式
申請二輪車等の車名・型式を記載する。

(4) 原動機の型式
申請二輪車等の原動機の型式を記載する。

(5) 排出ガスに係る構造・装置

ア 一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品

表 1 の構成部品欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 1

構成部品	区 分
触 媒	1. 種類 (酸化触媒、還元触媒、三元触媒等) の別 2. 形式 (モノリス、ペレット等) の別 3. 容量及び個数 (1 L・2 個 (0.5 L+0.5 L) 等) の別 4. 主要成分 (白金、ロジウム、パラジウム等) の別 5. 取付位置 (排気マニホールド内、膨張室内等) の別
EGR 装置	装着の有無
二次空気供給装置	装着の有無
O ₂ センサー	装着の有無
その他の装置	装置の名称

イ 原動機等の主な仕様

表 2 の仕様欄に掲げる装置等について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、区分欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表2

仕 様	区 分
原動機の仕様	1. 燃料の別 2. 燃焼サイクル（2サイクル、4サイクル等）の別 3. 冷却方式（空冷、水冷等）の別 4. シリンダブロック形状及びシリンダ数（直4、V4等）の別 5. シリンダボアの中心間距離の別 6. 総排気量の別 7. 燃料供給方式（化器、燃料噴射等）の別 8. 燃焼室形式（ペントルーフ等）の別 9. 弁機構（OHV、OHC等）の別
変速機の仕様	自動式、手(足)動式又は半自動式の別
走行車の重量	等価慣性重量
その他の装置	装置の名称

(6) 走行の主な実施場所及び走行の実施期間

申請二輪車等に係る走行の実施場所の名称及び所在地、並びに走行の開始時期及び終了時期を年月まで記載する。

なお、固定劣化係数を用いた場合には「－」を記載する。

(7) 走行の実施結果等

ア 走行又は試験の別

実車による走行又は装置による台上試験の別を「実車走行」、「シャシダイナモメータ試験」、「装置台上試験」等の例により記載する。

なお、固定劣化係数を用いた場合には「－」を記載する。

イ 走行又は試験の条件

実車による走行の場合には、走行条件又は走行モードの名称を「悪路走行」、「高速走行」、「米国EPA耐久モード」、「欧州標準路上サイクル」等の例により記載する。

装置台上試験の場合には、試験条件又は試験モードの名称を記載するとともに、試験時間を（h）単位で付記する。

なお、固定劣化係数を用いた場合には「固定劣化係数の使用」と記載する。

ウ 走行距離又は換算走行距離

実車による走行の場合には、走行距離をkm単位で記載する。

装置台上試験の場合には、走行又は試験の条件欄に記載した試験時間を通常の使用形態における走行距離に換算し、その換算走行距離をkm単位で記載する。この場合において、当該換算方法は、申請二輪車等の製作者等が適切である旨を説明できるものであること。

なお、固定劣化係数を用いた場合には「－」を記載する。

エ 排出ガス試験モード

二輪車モード法又はWMTCモード法を記載する。

オ 劣化補正值

次のいずれかの方法により求めた劣化補正值（ A_A ）を記載する。記入値は、細目告示で定められた基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

(ア) 長距離耐久告示第1条に掲げる走行による場合

二輪車モード法又はWMTCモード法による排出ガス値（ y_i ：単位はg/kmとし、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。）及びそれぞれの測定時（測定回数を n とする。）における走行距離（ x_i ：単位は1,000 kmとする。）を用いて、 y と x の関係を示す式 $y=a+bx$ を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2} \quad b = \frac{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}{n \sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}$$

次に1,000kmにおける排出ガス値（ y_0 ）及び規定走行距離（ L ：単位は万kmとする。この際に用いる値は、最高速度が50km/h以下の第一種原動機付自転車にあつては0.6、最高速度が50km/h以下の第二種原動機付自転車、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車並びに最高速度が50km/hを超え130km/h未満の原動機付自転車、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては2.0、最高速度が130km/h以上の原動機付自転車、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては3.5とする。以下同じ。）走行後の排出ガス値（ y_E ）を次の式により求める。

$$y_0 = a + b \quad y_E = a + 10 L b$$

劣化補正值を次の式により求める。ただし、劣化補正值の値が負となった場合には、 $A_A=0$ とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

(イ) その他の走行又は試験の方法による場合

附則7-1の3.4に規定する走行を実施した場合、(ア)に掲げる方法に準じて劣化補正值を求める。

(ウ) 固定劣化係数による場合

次の表に掲げる固定劣化係数（ A_{DF} ）を用い、長距離耐久告示第1条に定める走行キロ数（ x_E ）相当における推定値（ C ）を求めることができる。

燃料の種類	触媒の有無	規定走行距離相当の固定劣化係数（ A_{DF} ）				
		CO	THC	NMHC	NO _x	PM
ガソリン	有	1.3	1.3	1.3	1.3	1.0

カ 初期値(B)

オ.(ア)又は(イ)の方法により劣化補正值を求める場合には1,000kmにおける推定排出ガス値（ y_0 ）、その他の方法による場合には実測値（測定時の走行距離は、1,000km程度とする。）を記載する。記入値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

キ 規定距離走行時の推定値又は実測値

二輪車モード法又はWMTCモード法による推定値又は実測値を記載する。ただし、推定値及び実測値がある場合には、一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の値について、それぞれの大きい方の値を記載し、推定値又は実測値のいずれであるかを（ ）書で示す。

記入値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

二輪車モード法又はWMTCモード法による推定値（ C ）は、二輪車モード法又はWMTCモード法による初期値（ B ）及び劣化補正值（ A_A ）又は固定劣化係数（ A_{DF} ）を用いて、次の式により求める。

$$C = B + A_A \text{ 又は } C = B \times A_{DF}$$

(8) 保安基準への適合性

規定距離走行時の推定値又は実測値について、長距離耐久告示第3条第2号、認定要領第3第3項及び指定基準7. に掲げる細目告示で定める基準値に適合している場合には、「適合」と記載する。

(9) 備考

ア 故障内容等

走行又は試験中に重大と思われる故障が生じた場合には、故障箇所、故障内容等を記載する。

イ 特例を用いた旨の記載

附則7-1の7の特例を用いて試験二輪車等に重量を加えた場合には、特例を用いた旨を記載する。

2. 様式1の記載方法の特例

法第75条第1項及び法第75条の3第1項の規定による指定の申請、施行規則第62条の3の規定による認定の申請並びに型式指定規則第3条の2第1項及び認定要領第7の規定並びに装置型式指定規則第4条の2第1項の規定による既指定型式指定の申請において次の取扱いによることができる。

申請二輪車等の構造・装置（排出ガスに係るものに限る。以下「排出ガスに係る構造・装置」という。）であって表1及び表2に掲げるものが既に指定もしくは認定を受けた型式の二輪車等又は指定もしくは認定を申請している他の型式の二輪車等（以下「既型式指定及び型式認定二輪車等」という。）の排出ガスに係る構造・装置と同一又は類似のものであって一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該既型式指定及び型式認定二輪車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日を記載することにより、当該申請二輪車等に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる。

ただし、当該既型式指定及び型式認定二輪車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

様式1 (記2関係)

申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証 (その1)						
年 月 日 申請二輪車等の製作者 の氏名又は名称 住所						
申請に係る二輪の小型自動車（側車付を含む。）、二輪の軽自動車（側車付を含む。）及び原動機付自転車（以下「申請二輪車等」という。）について、次表のとおり、長距離耐久告示第1条に掲げる走行（検査対象外軽自動車及び原動機付自転車については、自動車型式認証実施要領別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」（以下「認定要領」という。）第3第2項の規定による国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件に掲げる走行）及び指定基準4. 2. により申請二輪車等及び検査対象外軽自動車等の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請二輪車等の当該装置に生じさせる走行（台上試験装置を用いて行う試験を含む。）を行ったものであること及び当該走行を行った場合において長距離耐久告示第3条第2号（検査対象外軽自動車等にあつては認定要領第3第3項、装置型式指定規則第2条第18号の申請自動車にあつては、指定基準7.）に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。						
申請二輪車等の車名・型式						
原 動 機 の 型 式						
排出ガスに係る構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品					
	原動機等の主な仕様					
走 行 の 主 な 実 施 場 所						
走 行 の 実 施 期 間						
走行の実施結果等	走 行 又 は 試 験 の 別					
	走 行 又 は 試 験 の 条 件					
	走行距離又は換算走行距離					
	排ガス測定方法					
	排出ガスの成分	一酸化炭素	炭化水素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
	劣化補正值 (A _A)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)
	初期値 (B)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)
規定距離走行時の推定値 (C) 又は実測値	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	(g/km)	
道路運送車両の保安基準への適合性						
備 考						

番)

(注)「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第41条及び法第44条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置をいう。ただし、粒子状物質を減少させる装置にあってはガソリン直接噴射式の原動機を有する自動車に限る。